

議案第50号

北上市特定教育・保育施設等の運営の基準条例の一部を改正する条例

北上市特定教育・保育施設等の運営の基準条例（平成26年北上市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（虐待等の禁止）</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法<u>第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>（虐待等の禁止）</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法<u>第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）</u>に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年12月4日提出

北上市長 八重樫 浩文

提案理由

国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正

に伴い、所要の改正をしようとするものである。